

◇1級建築施工管理技士 学科テキスト差換え表

P238 建築施工用語集【建設業法】◎

	正：訂正後（2017年法改訂対応）	訂正箇所
1	軽微な建設工事の条件(建設業の許可不要)： 請負代金1,500万円未満の建築一式工事。 延べ面積150m ² 未満の木造、請負代金500万円未満の建築一式工事以外の建設工事。	
2	特定建設業財産的基礎：8,000万円以上	
3	特定建設業： 4,000万円 (建築工事 6,000万円)以上を下請負契約。	特定建設業：3,000万円(建築工事4,500万円)以上を下請負契約。
4	一般建設業： 4,000万円 (建築工事 6,000万円)未満の下請負契約。	一般建設業：3,000万円(建築工事4,500万円)未満の下請負契約。
5	専任の技術者の必要な工事：公共性の高い 3,500万円 (建築工事 7,000万円)以上を請け負った請負人は、現場ごとに専任の主任技術者又は専任の監理技術者を置く。	専任の技術者の必要な工事：公共性の高い2,500万円(建築工事5,000万円)以上を請け負った請負人は、現場ごとに専任の主任技術者又は専任の監理技術者を置く。
6	監理技術者： 元請が 4,000万円 (建築工事 6,000万円)以上を下請させているとき、元請が現場に派遣する技術者。 建築工事の下請け代金が4,500万未満は主任技術者を派遣する。	監理技術者： 元請が3,000万円(建築工事4,500万円)以上を下請させているとき、元請が現場に派遣する技術者。 建築工事の下請け代金が4500万未満は主任技術者を派遣する。
7	施工体制台帳の作成： 下請負代金 4,000万円 (建築工事 6,000万円)以上の場合、元請は施工体制台帳および施工体系図を作成する。	施工体制台帳の作成： 下請負代金3,000万円(建築工事4,500万円)以上の場合、元請は施工体制台帳および施工体系図を作成する。
8	元請負人の完成検査： 下請負人から工事完成の通知を受けてから20日以内に確認検査をする。	
9	下請負人への代金の支払：元請が支払を受けた日から1ヶ月以内に、下請代金を支払う。	
10	特定建設業者の下請代金の支払期日： 特定建設業者が注文者となった下請契約において、完成検査下請負の申し出の日から50日以内に下請代金を支払う。	